

令和3年11月19日  
関東信越厚生局

## 元保険医療機関及び保険医の行政処分等について

令和3年11月17日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「元保険医療機関の指定の取消相当」及び「保険医の登録の取消」について、これらを妥当とする建議及び答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等を行いましたのでお知らせします。

### 【行政処分等の内容】

#### 1. 元保険医療機関の指定の取消相当

- |                   |                                   |
|-------------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称           | 判治 齒科                             |
| (2) 所 在 地         | 東京都世田谷区上野毛一丁目12番11号<br>アベニュー上野毛2階 |
| (3) 開 設 者         | 判治 泰光                             |
| (4) 指 定 取 消 年 月 日 | 令和3年11月19日                        |

※ 当該保険医療機関は、平成31年2月1日付けで廃止となっていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

#### 2. 保険医の登録の取消

- |                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| (1) 氏 名           | 判治 泰光（63歳）                    |
| (2) 登 録 取 消 年 月 日 | 令和3年11月19日                    |
| (3) 根 拠 と な る 法 律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）<br>第81条第2号 |

### 【行政処分等に至った経緯】

保険者から、患者が実際には受診していないにもかかわらず、診療報酬が請求されている旨の情報提供があり、不正請求が疑われた。

当該情報内容を確認する必要性があり、個別指導を実施しようとしたが、平成31年2月1日付けで医療機関を廃止したため、患者調査を実施した。

当該調査の結果、診療を行っていないにもかかわらず診療報酬を不正に請求していること、自費診療を行ったにもかかわらず保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していることが強く疑われたことから、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、令和2年2月から令和3年5月まで計4日間の監査を実施したところ、度重な

る監査の通知にもかかわらず、正当な理由なく出頭せず、監査を拒否した。

**【行政処分等の主な理由】**

1. 元保険医療機関

元開設者である判治泰光は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。

2. 保険医

健康保険法等に基づく監査を実施する旨通知したが、保険医である判治泰光歯科医師は、正当な理由なく監査を欠席した。

このことは、健康保険法等に基づく監査について、保険医が、出頭を求められてこれに応ぜず、検査を拒み、忌避したものであり、保険医及び保険薬剤師の登録の取消を定めた健康保険法第81条に該当する。